



取引相場のない株式の相続税評価の見直しの方向性について

弁護士・公認会計士・公認不正検査士 [武藤 雄木](#)

国税庁は、会計検査院が令和 6 年 11 月に公表した令和 5 年度決算検査報告を受けて、取引相場のない株式（非上場株式）の相続税・贈与税の評価の基準となる財産評価基本通達による評価方式の抜本的な見直しの検討に着手しました。会計検査院による当該報告は、①類似業種比準価額の中央値が純資産価額の中央値の約 27%にとどまること、②会社規模が大きい区分ほど純資産価額に対する申告評価額の割合が低い傾向（中央値で大会社 0.32 倍・中会社 0.50 倍・小会社 0.61 倍）にあること、③配当還元方式の還元率 10%が昭和 39 年以来見直されていないことを指摘し、規模の異なる非上場会社の株式を取得した者の間で公平性が確保されていないとして、国税庁に検討を求めています。

これを受け、国税庁は自ら実態把握を行った上で、適正な評価制度の在り方の検討を目的として「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を設置し、2026 年 4 月 20 日に初会合を開催しました¹。取引相場のない株式の相続税評価の見直しは、多くの非上場会社に影響が及ぶ可能性がありますので、現行制度の概要を解説したうえで、本稿作成時点²までの有識者会議の議論を踏まえ、見直しの方向性についてご紹介いたします。

1 現行の評価制度の概要

相続税法 22 条は、相続・贈与により取得した財産の価額を取得時の「時価」によるものとし、財産評価基本通達が画一的な評価方法を定めています。この点、取引相場のない株式については、

¹ 当該有識者会議の座長には佐藤英明氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）が就任し、委員は、租税法・会社法・会計学の研究者のほか、M&A の実務家、日本商工会議所や日本税理士会連合会の各代表、元国税庁長官らで構成されています。

² 2026 年 6 月 14 日までに第 3 回有識者会議（同月 4 日）が開催されています（議事要旨は作成中のため未公開）。

取得者である「株主の区分」と発行会社である「評価会社の規模」に応じて評価方法が異なります。

まず株主の区分について、会社を支配する同族株主等が取得した株式は原則的評価方式により、配当を期待するにとどまる少数株主等が取得した株式は特例的評価方式（配当還元方式）により評価されます。原則的評価方式は、評価会社の規模（従業員数・取引金額・総資産価額）に応じて区分され、上場会社との均衡を図る大会社は類似業種比準方式、個人事業者との均衡を図る小会社は純資産価額方式、中会社は両者の併用方式によって評価されます。また、株式等保有特定会社・土地保有特定会社・比準要素数 1 の会社等³の「特定の評価会社」は、原則として純資産価額方式によります。

会社規模等の区分	原則的評価方式
大会社	類似業種比準方式（純資産価額方式の選択可）
中会社 （大／中／小）	併用方式（類似：純資産＝0.90：0.10／0.75：0.25／ 0.60：0.40。純資産価額方式の選択可）
小会社	純資産価額方式（併用方式 0.50：0.50 の選択可）
特定の評価会社	原則として純資産価額方式
少数株主等が取得した株式	特例的評価方式（配当還元方式）

類似業種比準方式は、類似業種の上場株式の株価に、評価会社と類似業種の 1 株当たり配当金額・利益金額・簿価純資産価額の比準割合を乗じ、非上場会社であることを考慮した斟酌率（大会社 0.7、中会社 0.6、小会社 0.5）を乗じて算定します。純資産価額方式は、相続税評価額による純資産価額から含み益（評価差額）に対する法人税額等相当額を控除して算定する方法であり、配当還元方式は、年配当金額を還元率（10%）で還元して評価する簡便な特例的評価方式です。

純資産価額方式は長らく大きな見直しがなく、配当還元方式の還元率の通達制定時の水準が維持されています。これに対し、類似業種比準方式は昭和 41 年から平成 29 年にかけて、類似業種の選択や比準要素の対象期間の拡大、平成 29 年改正での利益の比準割合の引下げ（3 から 1）など複数回改正され、結果的に評価額が引き下げられてきました。評価方式間のかい離は、こうした改正の累積に加え、配当を行っていない非上場会社が 8 割超を占め配当の比準要素が機能していないことが主な要因とされています。

³ 株式等保有特定会社は株式等の価額が総資産価額の 50%以上を占める会社、土地保有特定会社は土地等の価額が一定割合以上を占める会社、比準要素数 1 の会社は配当・利益・簿価純資産の 3 要素のうち 2 要素がゼロの会社をいいます。

2 有識者会議における見直しの方向性

国税庁は第1回有識者会議において、相続税法の時価主義（22条）を前提に、評価方式の見直しに当たっての4つの基本的な観点を提示しました。

基本的な観点	主な内容
『評価額の崖』の解消	規模区分間の評価の公平性を確保し、評価額操作の誘因となる評価方式間のかい離を排除する。可能な限り統一的に適用できる評価方法を検討する。
評価額の『恣意性・操作性』の排除	配当・利益・会社規模等の操作による株価圧縮スキームを排除し、株価の中立性を確保する。配当還元方式について特例的評価の趣旨を踏まえた見直しを行い、適用株主を作出するスキームを排除する。
実務・学術上の進展を踏まえた『今日的観点』からの見直し	通達制定当時からの金利変動を踏まえ、適正な還元率へ見直す。継続企業を前提に、個々の企業の収益力等を反映できる評価方法を検討する。企業評価に関する学術研究の進展や税務以外の企業評価手法も参考とする。
第三者への事業承継等の動向を踏まえた評価	近年のM&Aによる第三者への事業承継の増加とその際の企業価値評価を踏まえて検討する。純資産評価方式における引当金の取扱いを含め、実務上の取扱いを踏まえて検討する。

（国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第1回）」資料23頁を基に作成）

これらは、会計検査院が指摘した規模区分間のかい離（評価額の崖）の解消と評価額を恣意的に操作・圧縮するスキームの排除とを中核としつつ、金利変動を踏まえた配当還元方式の還元率の見直しや、継続企業を前提として企業の収益力を反映する評価方法への移行、近年のM&Aの増加を踏まえた評価の検討までを射程に含んだものとなっています。

有識者会議では、現行の各評価方式の理論的当否について踏み込んだ議論が行われており、各委員より各自の配布資料に基づきそれぞれテーマ⁴に関する説明が行われ、各委員間で質疑応答が行われています。具体的には、一部の委員からは、上場会社の株価に依拠する類似業種比準方式について、比準割合やしんしゃく率に理論的・実証的な裏付けが乏しく、会社法上の価格決定の裁判例（公刊物記載）でも昭和62年を最後に採用されていないとの指摘があり、また、他の

⁴ 渋谷委員（中央大学教授）からは「相続税法22条に規定する「時価」とは何か」について、弥永委員（明治大学教授）からは「会社法の観点からの取引相場のない株式の評価」について、熊谷委員（株式会社日本M&Aセンター取締役）からは「M&A実務における中小企業の企業価値評価」について、阿部委員（日本商工会議所特別顧問・税制委員長）からは「取引相場のない株式の評価方法に対する商工会議所の考え方」などについての説明がなされました。

委員からは、継続企業の収益力を反映するインカム・アプローチ（割引キャッシュフロー法や残余利益モデル）への移行を検討すべきとの意見が示されました。もっとも、これに対しては、中小企業では信頼性のある事業計画が存在せず将来収益の客観的把握が困難であることから、M&A実務で用いられる時価純資産価額に営業権を加味する手法を含め、代替的な評価方法も考える必要があるとの指摘がなされました。

純資産価額方式については、清算を前提とする評価が継続企業の株式評価として妥当かが問われ、会社法の観点からは純資産価額が評価の下限になるとの理解が示された一方、上場株式におけるPBR1倍割れの常態化を踏まえれば必ずしも下限とはいえないとの指摘もされました。

また、日本商工会議所は、ゴーイングコンサーンである中小企業の株式を解散価値で評価し、換金性に乏しい株式に重い税負担を課すことは公平を欠くとして、「中小企業の円滑な事業承継」の視点を最重要視すべきとの主張がなされ、評価方式の見直しのみを先行させることに反対し、事業承継税制の特例措置の拡充・恒久化を含め、「株式評価」と「税負担」を一体的に議論すべきことを求めました。他方で、一部の委員からは、客観的な「時価」としての評価の問題と税負担の在り方の問題は本来分けて議論すべきであり、過重な税負担は税率・基礎控除や事業承継税制によって対応するのが筋であるとの立場が示されました。

このように、今後の有識者会議では、現行通達における取引相場のない株式の評価方法の見直しの具体的な方向性の議論が深められるとともに、相続税評価の見直し評価論と政策論が一体として議論されることとなるか否かが大きな論点の一つになると考えられます。

3 実務への影響について

今般の見直しは、財産評価基本通達の制定後でも特に大きな制度改正になり得るもので、非上場会社実務への波及も小さくないとみられます。とりわけ、類似業種比準方式や併用方式により評価額を圧縮してきた持株会社化や組織再編・種類株式の活用等の事業承継対策⁵は、その期待する効果が得られなくなるおそれがあります。見直しの具体的な方向性は現時点では明らかではありませんが、評価方式が企業の収益力や純資産額を重視する方向に改められれば大会社を中心に評価額が増加することとなる一方で、事業承継税制の拡充など相続税・贈与税の負担軽減措置が併せて講じられる可能性もあると考えられます。

報道によれば、国税庁は本年秋頃までに見直し案をまとめて令和9年度税制改正大綱に盛り込み、早ければ2028年1月から新たな評価方式を適用する見通しとされており、有識者会議の議論の経過及びその取りまとめの結果が注目されます。

⁵ 持株会社化とは事業会社株式を後継者の持株会社に移転して株価上昇を抑える手法、組織再編の利用は合併・会社分割等により会社規模区分を大会社化し類似業種比準方式の比重を高める手法、種類株式の活用とは無議決権株式等により後継者へ株式を集約しつつ評価を抑える手法をいいます。

【執筆者】



武藤 雄木（弁護士、公認会計士、公認不正検査士）
ymutou@iwatagodo.com

2003 年慶応義塾大学経済学部卒業。
2003 年～2006 年中央青山監査法人勤務。
2008 年東京大学法科大学院修了。2009 年弁護士登録。
2015 年～2017 年東京国税局調査第 1 部勤務。
会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種 M&A 取引、税務調査、税務争訟対応、IPO 支援、企業不祥事に関する危機管理対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出典を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。